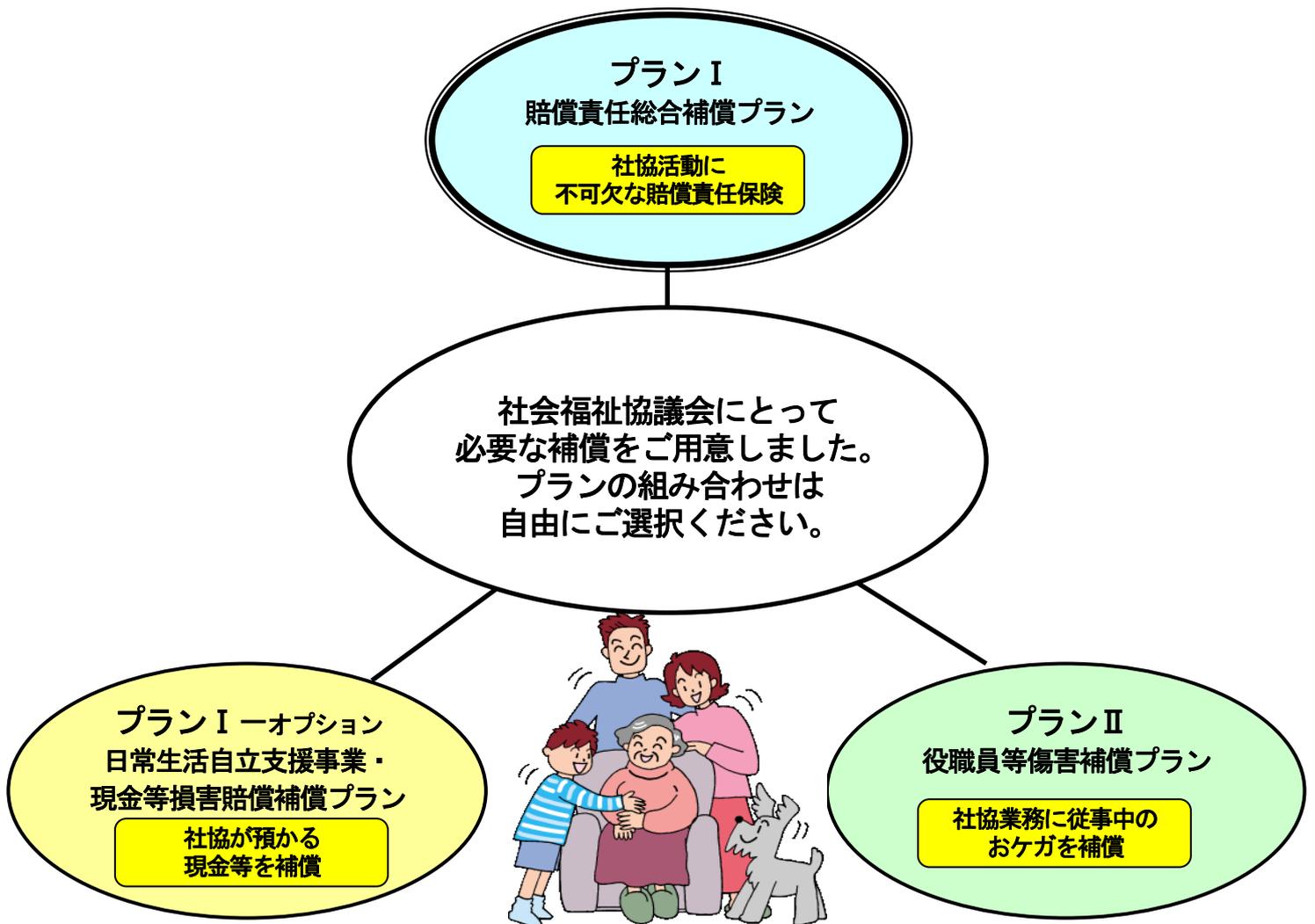


社協の保険

「大阪府内42市町村社会福祉協議会総合補償制度」

(福祉事業者総合賠償責任保険、有価証券・貨紙幣類運送保険、団体総合生活補償保険(標準型)、専門事業者賠償責任保険)のご案内

社会福祉協議会における様々な事故や賠償責任を補償します！



制度運営：社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会 総務企画部保険事業グループ
〒542-0065 大阪市中央区中寺1-1-54 TEL:06-6766-7377 FAX:06-6764-5374

取扱代理店：株式会社 島本保険事務所(事故発生時のご連絡先)
〒541-0056 大阪市中央区久太郎町4-1-3大阪センタービル2F
TEL:06-6252-4520 FAX:06-6245-4686

引受保険会社：三井住友海上火災保険株式会社 関西企業営業第三部 公務開発室
〒540-8677 大阪市中央区北浜4-3-1 TEL:06-6233-1536

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会

社協の保険(大阪府内42市町村社会福祉協議会総合補償制度)の特色

1 大阪府内42市町村社協専用の団体制度です

- 本制度は、大阪府社会福祉協議会が保険会社と一括して保険契約を行う団体契約です。
- 社協の事業内容に包括的に補償するプラン設計を行っております。
- 大阪府内42市町村社協が加入対象です。

2 簡単な手続きで加入できます

- 簡単な手続きで加入できます。
- 本制度は平成29年3月31日午後4時から平成30年3月31日午後4時までの補償期間です。
- 毎月1日付で中途加入も可能です。
* 中途加入手続き方法は、大阪府社協・総務企画部保険事業グループへお問い合わせください。

3 「社協の保険(大阪府内42市町村社会福祉協議会総合補償制度)」は3つのプラン(4つの補償)の中から自由に選択できます

- 本制度は、プランⅠ「賠償責任総合補償プラン」、プランⅠ-オプション「日常生活自立支援事業・現金等損害賠償補償プラン」、プランⅡ「役職員等傷害補償プラン」の中から自由に選択できます。

4 プランⅠ「賠償責任総合補償プラン」は、社協活動に不可欠な保険です

- プランⅠ「賠償責任総合補償プラン」は、社協が行う全ての業務が補償対象となります。また、加入後、新規の事業が追加された場合も自動的に補償対象となります。
例) ・地域福祉活動推進事業
・地域包括支援センターの受託業務
・公的介護保険法や障害者自立支援法に関わる業務
(在宅福祉サービス・居宅介護支援事業・配食サービス・福祉用具貸与等)
・日常生活自立支援事業(法人後見業務等を含む)
・社協事務所の管理、社会福祉施設の運営(指定管理を受けている建物を含む)
・上記以外の社協事業全般

各プランの補償概要

※各プランの詳細は冊子P4以降、および商品パンフレットまたは約款などをご覧ください。

プラン I

冊子P4～6

賠償責任総合補償プラン

賠償責任総合補償プランは、日常生活自立支援事業を含め、社協の全ての業務を対象として、社協およびその役員・職員が業務遂行上の事故に起因して第三者の身体または財物に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負われた場合に補償します。

プラン I オプション

冊子P7

日常生活自立支援事業・現金等損害賠償補償プラン

社協が第三者から預かる現金等について、社協の法律上の損害賠償責任の有無に関わらず、保管中・輸送中の盗難・火災等による損害を補償します。

プラン II

冊子P8

役職員等傷害補償プラン

社協の役員・職員・介護支援専門員や登録ヘルパー等が業務に従事している間(往復途上も含みます)の急激・偶然・外来の事故によるケガを補償します。

ご加入手続きについて

- ◆保険期間 平成29年3月31日午後4時～平成30年3月31日午後4時
- ◆申込締切 平成29年3月10日(金)
※毎月1日付で中途加入も可能です。大阪府社協・総務企画部保険事業グループへお問い合わせください。
- ◆プランごとに「市町村社会福祉協議会総合補償制度更改連絡票兼保険料計算シート」へご記入、ご捺印のうえ、大阪府社協・総務企画部へFAX送信ください。
- ◆保険料は下記までお振込ください。(3月10日(金)着金)

りそな銀行 大手支店 普通 2549628 名義：(福)大阪府社会福祉協議会

- ◆加入手続き完了後、引受保険会社(三井住友海上)より加入証を発行・送付いたします。

プランI . 賠償責任総合補償プラン

(福祉事業者総合賠償責任保険)

社会福祉協議会が実施する事業の遂行に伴い、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を滅失、破損または汚損した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金や争訟費用等）に対して、保険金をお支払いします。

保険金をお支払いできる条件は適用される普通保険約款、特別約款および特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。公的介護保険、支援費事業を含め、様々な事業を補償します。

対象となる主な事故例

- ① 所有・使用・管理する施設設備（昇降機を含む）の欠陥により利用者にケガをさせた。
- ② ヘルパーが利用者宅でサービス中、借りた家財を誤って破損した。
- ③ ヘルパーが利用者宅で介助サービス中、誤って転倒させ、ケガを負わせた。
- ④ サービス利用者のプライバシーを侵害した。
- ⑤ ケアプランの作成ミスで対象者に経済損害を与えた。
- ⑥ 提供した飲食物により食中毒を発生させた。
- ⑦ 貸与・販売・提供した福祉用具に欠陥があり、使用者にケガをさせた。
- ⑧ 生活支援員が利用者から依頼を受け預金口座から現金をおろし、利用者宅に運ぶ途中盗難にあった。等
(現金等損害賠償オプションにご加入の場合、この保険からはお支払いの対象とはなりません)

補償内容

補償内容		支払限度額	
		基本業務(左記以外)	日常生活自立支援事業のみ
対人・対物共通	1事故・保険期間中	1億円 (免責金額:なし)	2億円 (免責金額:なし)
受託財物	1事故・保険期間中	100万円 (免責金額:現金…5千円) (免責金額:現金以外…なし)	1事故:10万円 保険期間中:100万円 (免責金額:現金…5千円) (免責金額:現金以外…なし)
人格権侵害	1名・1事故・保険期間中	100万円 (免責金額:なし)	100万円 (免責金額:なし)
純粋経済損失	1事故・保険期間中	1億円 (免責金額:5万円)	—
初期対応費用	1事故	100万円 (免責金額:なし)	100万円 (免責金額:なし)

注1) 地域包括支援センターの事業も基本条件の補償対象となります。

注2) 日常生活自立支援事業とそれ以外により補償金額が異なりますのでご注意ください。**日常生活自立支援事業のみ**

注3) 日常生活自立支援事業については、生活支援員・専門員も被保険者に含まれます。

お支払いする保険金の種類

お支払いする保険金は次のとおりです。ただし、適用される普通保険約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。

保険金の種類	内容
損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて被害者に対して支払う治療費や修理費等 (損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含まれます。)
損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用
緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置(被害者の応急手当等)に要した費用
協力費用	当社が発生した事故の解決に当たる場合、当社へ協力するために要した費用
争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用
被害者治療費用等	「施設補償・業務遂行補償・生産物補償・仕事の結果補償」で損害の原因と規定される事由に起因して、他人に身体障害を与え、事故の日から1年以内に負担し当社が認めた次のいずれかに該当する費用。ただし、その被害者が180日以内に入院・重度後遺障害・死亡に至った場合に限りです。 (注) 法律上の損害賠償責任を負担するか否かを問わずお支払いの対象となりますが、損害賠償責任を負担した場合には、既にお支払いとなった本保険金は損害賠償金に充当されます。 a. 被害者が入院による治療を必要とする場合において、その治療に要した費用 b. 被害者が重度後遺障害を被った(被るおそれのある場合を含みます。)場合において、その原因となった身体障害の治療に要した費用

	<p>c. 被害者が死亡した場合において、葬祭に要した費用</p> <p>d. 見舞品の購入、見舞金または弔慰金に要した費用(社会通念上妥当な額を限度とし、被害者が損害賠償請求を行う意思を有していないにもかかわらず、被保険者の社会的地位、取引上の政策、個人的同情等を理由としてなされる給付を除きます。)</p>
初期対応費用	<p>「施設補償・業務遂行補償・生産物補償・仕事の結果補償」で損害の原因と規定される事由に起因して、被保険者が現実に支出した費用(通常要する費用に限ります。)であって損害の防止軽減または事故による被保険者の損害賠償責任に関する争訟の解決について有益かつ必要と当社が認めた次のいずれかの費用。</p> <p>a. 事故現場の保存に要する費用</p> <p>b. 事故現場の取片付けに要する費用</p> <p>c. 事故状況または原因を調査するために要した費用</p> <p>d. 事故の調査を目的として被保険者の使用人を事故現場に派遣するために要した交通費、宿泊費または通信費等の費用</p> <p>e. 「生産物補償・仕事の結果補償」に規定する損害が発生した場合において、その損害の原因となったその生産物自体の保存、取片付けまたは回収に要した費用</p>
訴訟対応費用	<p>争訟費用が保険金として支払われる場合に、日本国内の裁判所に提起された訴訟に関連して支出した費用(通常要する費用に限ります。)であって、被保険者の損害賠償責任に関する争訟の解決について有益かつ必要と当社が認めた次のいずれかの費用。</p> <p>a. 被保険者の使用人の超過勤務手当、交通費、宿泊費または臨時雇用費用</p> <p>b. 訴訟に関する必要文書作成にかかる費用</p> <p>c. 被保険者または外部の実験機関が事故を再現するための実験に要する費用。ただし、事故の原因や状況を調査するために要した額を限度とし、事故後の製品開発等を目的とする実験費用等は含みません。</p>

※特約に別の規定がある場合を除き、「損害賠償金」「損害防止費用」「権利保全行使費用」「緊急措置費用」の保険金については、それぞれの規定により計算した損害額から保険証券記載の免責金額を控除した額をお支払いします(注)。

ただし、保険証券記載の支払限度額を限度とします。なお、「損害防止費用」および「緊急措置費用」を除き、事前に当社の同意が必要となりますので、支出を行う前に必ず当社までお問い合わせください。

(注) 支援事業補償には免責金額は適用されません。

※被保険者が損害賠償請求権者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払対象とはなりません。

保険金をお支払いしない主な場合

(1) 全補償共通

- ① 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- ② 被保険者と第三者の間に損害賠償に関し特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ③ 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- ④ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)または騒擾(そうじょう)、労働争議に起因する損害賠償責任
- ⑥ 地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する損害賠償責任
- ⑦ 液体、気体(煙、蒸気、じんあい等を含みます。)もしくは固体の排出、流出もしくはいつ出に起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。
- ⑧ 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任。ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ(ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。)の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。
- ⑨ 被保険者が次の事由(実際に生じたまたは行われたと認められた場合に限らず、それらの事由があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合も含みます。)に起因して賠償責任を負担することによって被る損害
 - (a) 石綿等(アスベスト、石綿製品、石綿繊維、石綿粉塵)の人体への摂取もしくは吸引
 - (b) 石綿等への曝露(ばくろ)による疾病
 - (c) 石綿等の飛散または拡散

等

(2) 施設損害補償・業務遂行損害補償

- ① 施設の新築・修理・改造・取壊し等の工事に起因する損害
- ② 航空機の所有、使用または管理に起因する損害
- ③ パラグライダー、ハンググライダー、パラセーリング、熱気球の所有、使用または管理に起因する損害
- ④ 自動車(原動機付自転車を含みます。ただし、販売等を目的として展示を行っている自動車は除きます。その自動車が走行している間はこの限りではありません。)の所有、使用または管理に起因する損害
- ⑤ 施設外における船舶・車両(自転車・身体障害者用いす・歩行補助車および原動力がもっぱら人力である場合を除きます。)の所有、使用または管理に起因する損害
- ⑥ 直接であると間接であるとを問わず、被保険者又はその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害
 - (a) 身体の障害の治療・軽減・予防・矯正、診察、診断、療養の方法の指導、出産の立会い、検案、診断書・検案書・処方せんの作成・交付等の医療行為、美容整形、医学的堕胎、助産または採血。その他法令により、医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。
 - (b) はり、きゅう、あん摩、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の

個人が行うことを許されていない行為を含みます。

- (c) 理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、診療放射線技師、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、建築士、設計士、司法書士、行政書士、弁理士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、技術士、測量士、獣医師がそれらの資格に基づいて行う行為

等

(3) 生産物・仕事の結果損害補償

- ① 生産物の欠陥に起因するその生産物の滅失、破損または汚損自体（生産物の一部の欠陥によるその生産物の他の部分の損壊を含みます。）に対する損害（その生産物の使用不能または修補に起因する賠償責任を含みます。）
- ② 仕事の欠陥に起因する仕事の目的物の滅失、破損または汚損自体（仕事の目的物の一部の欠陥による仕事の目的物の他の部分の損壊を含みます。）に対する損害（その仕事の目的物の使用不能または修補に起因する賠償責任を含みます。）
- ③ 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、売買もしくは引渡した生産物または行った仕事の結果に起因する損害
- ④ 被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材に起因する損害
- ⑤ 保険期間前に既に発生していた事故と同一の原因により保険期間開始後に生じた事故
- ⑥ 直接であると間接であると問わず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害
 - (a) 医療行為、美容整形、医学的堕胎、助産または採血、その他法令により、医師または歯科医師以外の者が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の者が行うことを許されている行為を除きます。
 - (b) はり、きゅう、あん摩、マッサージ、指圧または柔道整復。その他法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の者が行うことが許されていない行為を含みます。

等

(4) 支援事業損害補償

- ① 被保険者の犯罪行為（刑に処せられるべき違法な行為をいい、時効の完成等によって刑に処せられなかった行為を含みます。ただし、過失犯を除きます。）に起因する損害
- ② 被保険者の重過失による法令違反に起因する支援事業損害
- ③ 被保険者が他人に損失を与えることを認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）行った行為に起因する損害
- ④ 支援事業の提供に際して、法令の定めにより資格その他の要件、または免許、許可もしくは認可等を必要とする場合において、その資格を有さないまたは免許、許可もしくは認可等を受けていない間に被保険者が行った行為に起因する損害
- ⑤ 支援事業の提供に際して、法令の定めにより届出または登録等を必要とする場合において、届出または登録等をしていない間に被保険者が行った行為に起因する損害

等

(5) 受託財物損害補償

- ① 被保険者もしくはその代理人またはこれらの者の同居の親族もしくは使用人が行いまたは加担した受託物の盗取に起因する損害
- ② 被保険者の使用人が所有または私用する財物を滅失、破損もしくは汚損したことまたは紛失または盗取されたことに起因する損害
- ③ 航空機、自動車、船舶（部品、付属品およびこれらに積載された財物を含みます。）または動物を滅失、破損もしくは汚損したことまたは紛失または盗取されたことに起因する損害
- ④ 受託物の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、その他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食いにより起因する損害
- ⑤ 受託物の目減り、原因不明の数量不足または自然発火もしくは自然爆発に起因する損害

等

(6) 人格権侵害補償

- ① 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為（過失犯を除きます）に起因する損害賠償責任
- ② 直接であると間接であると問わず、被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者によってまたは被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- ③ 最初の不当行為が保険期間開始前になされ、その継続または反復として、被保険者によってまたは被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- ④ 事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- ⑤ 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動、出版活動に起因する損害賠償責任

等

(7) 被害者治療費等補償

- ① 治療費等を受け取るべき者（被害者を含みます。）の故意
- ② 保険契約者、被保険者または治療費等を受け取るべき者（被害者を含みます。）の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- ③ 治療費等を受け取るべき者（被害者を含みます。）と生計を共にする同居の親族または生計を共にする別居の未婚の子の行為
- ④ 被害者の心神喪失
- ⑤ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打

等

保険料と加入方法

「市町村社会福祉協議会総合補償制度 更改連絡票兼保険料計算シート」に必要事項を記載のうえ、
保険料をお払込みください。

- ※ 保険料は施設や事業の規模によって異なります。売上高実績、事業費(補助金等を加算)をご記入ください。
- ※ 加入申込書に記入のない項目については補償できないことがありますのでご注意ください。

【プランI -オプション】日常生活自立支援事業・現金等損害賠償補償 (有価証券・貨紙幣類運送保険)

- ◆日常生活自立支援事業における現金等の保管・輸送について、補償を追加した場合にご加入いただくプランです。
(※単独ではご加入できません。I. 賠償責任総合補償プラン(福祉事業者総合賠償責任保険)とセットでご加入いただけます。)
- ◆上記Iの日常生活自立支援事業プランとセットで加入する場合、現金等についての損害は本オプション契約より優先してお支払いします。(二重に補償の対象とはなりませんのでご注意下さい)

補償の対象

- ◆ 現金、小切手、預金通帳、預金払戻請求書、商品券、プリペイドカード

保険金をお支払いしない主な場合

- ① 契約者、被保険者の故意
- ② 戦争・内乱・騒じょう・労働争議
- ③ 地震・噴火・津波・洪水等の天災
- ④ 詐欺または恐喝
- ⑤ 「輸送中」以外の状態にある間のテロ行為等による損害

等

補償金額と保険料

受託する現金等の保管、輸送中の火災、爆発、盗難、紛失などにより生じた損害を補償します。

	1事故、保険期間中	保険料(1社協あたり)
タイプ①	100万円 (免責金額:なし)	11,420円
タイプ②	200万円 (免責金額:なし)	22,840円
タイプ③	300万円 (免責金額:なし)	34,260円

※ 保険料は生活支援員・専門員数によらず一律です。

※ 登録する生活支援員・専門員数が5名を越える場合は別途お問い合わせください。

※ 事故発生時にご加入の補償金額が実際の損害額に対し不足する場合、保険金が削減されることがありますので、見込まれる最高保管額でご加入ください。

加入方法

「市町村社会福祉協議会総合補償制度 更改連絡票兼保険料計算シート」に必要事項を記載のうえ、保険料をお払込みください。

※ 生活支援員・専門員の数とご希望の加入タイプに○印をつけてください。

プランⅡ 役職員等傷害補償プラン

(団体総合生活補償保険(標準型)【特約名義契約(一部付保)特約セット】)

大阪府内42市町村社会福祉協議会の役員、職員、介護支援専門員や登録ヘルパーなどの、業務遂行中の急激、偶然・外来の事故によるケガを補償します。

対象となる主な事故例

- ① 事務所内の廊下で転倒し、ケガをした。
- ② お年寄り宅で家事援助をしていて、調理中にヤケドをした。
- ③ 訪問調査のため要介護者を訪ねる途中、交通事故にあいケガをした。
- ④ 生活支援員が利用者宅の玄関でつまずき転倒し、ケガをした。

等

補償内容 [1口あたり]

補償の内容	保険金額	内容
死亡	75万円	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをし、事故の発生の日から180日以内に死亡した場合
後遺障害	3～75万円	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをし、事故の発生の日から180日以内に後遺障害が生じた場合
入院(日額)	1,500円	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをし、入院した場合(事故日から180日限度)
通院(日額)	500円	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをし、通院した場合(事故日から180日以内で90日分限度)
手術保険金	手術の種類に応じて入院(日額)の5・10倍	入院保険金をお支払いする場合で、そのケガの治療のため、事故の日から180日以内に手術を受けた場合

※ 入院、通院保険金の支払い対象となる治療日数は、平常の生活や業務に支障のない程度に治った日までとします。

※ 10口までご加入可能です。加入申込書に加入申込数をご記入ください。

※ 勤務中(活動中)のみの補償となります。

※ 自宅との通常の往復途上における事故も補償します。

保険料

◆1口あたり 1,500円 (最大10口まで加入できます)

保険金をお支払いしない主な場合

- ① 被保険者または保険金受取人の故意によるケガ。
- ② 被保険者の自殺行為または犯罪行為によるケガ。
- ③ 脳疾患、病気、心神喪失によるケガ。
- ④ 頸部症候群(いわゆるむちうち症)または腰痛で医学的他覚所見のないもの。
- ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波など天災によるケガ。

等

加入方法

「市町村社会福祉協議会総合補償制度 更改連絡票兼保険料計算シート」に必要事項を記載のうえ、保険料をお払込みください。

※ 対象とする人員数、及び1日あたりの最高稼働人数(平均ではありません)をご記入ください。

補償は対象者全員になります。

※ 上記は職種級別A(事務職等)の保険料です。それ以外のご職業の場合には取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

※ 上記のプランは対象となる方の氏名の届出は不要ですが、名簿の備え付けが必要です。別途ご用意ください。

事故発生時の対応

◆ 事故にあわれたときの取扱代理店または引受保険会社へのご連絡等

〔Ⅰ. 賠償責任総合補償プラン〕

事故が発生したとき、損害賠償請求がなされたとき、または損害賠償請求がなされるおそれのある状況を知ったときは、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。保険金請求手続について詳しくご案内いたします。

①損害の発生および拡大の防止	②相手の確認	③目撃者の確認
④損害賠償請求を最初に知ったときの状況	⑤申し立てられている行為	⑥原因となる事実

〔Ⅱ. 役職員等傷害補償プラン〕

事故が発生したとき、保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金支払事由に該当した日から 30 日以内にご連絡がない場合もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

ご加入いただく保険契約一覧

◆ 加入いただく保険契約一覧

プラン名	補償の対象	内 容	保険種類
プランⅠ. 賠償責任総合補償プラン	社協事業全般	日常生活自立支援事業を 除く全般	福祉事業者総合賠償責任保険
	日常生活 自立支援事業	日常生活自立支援事業 実施社協が対象	
	現金等損害賠償	オプションで追加加入	有価証券・貨紙幣類運送保険
プランⅡ. 役職員等傷害補償プラン	役職等のケガ	役職員・介護支援専門員・ 登録ヘルパー等用	団体総合生活補償保険(標準型) [準記名式契約(一部付保)特約セット]